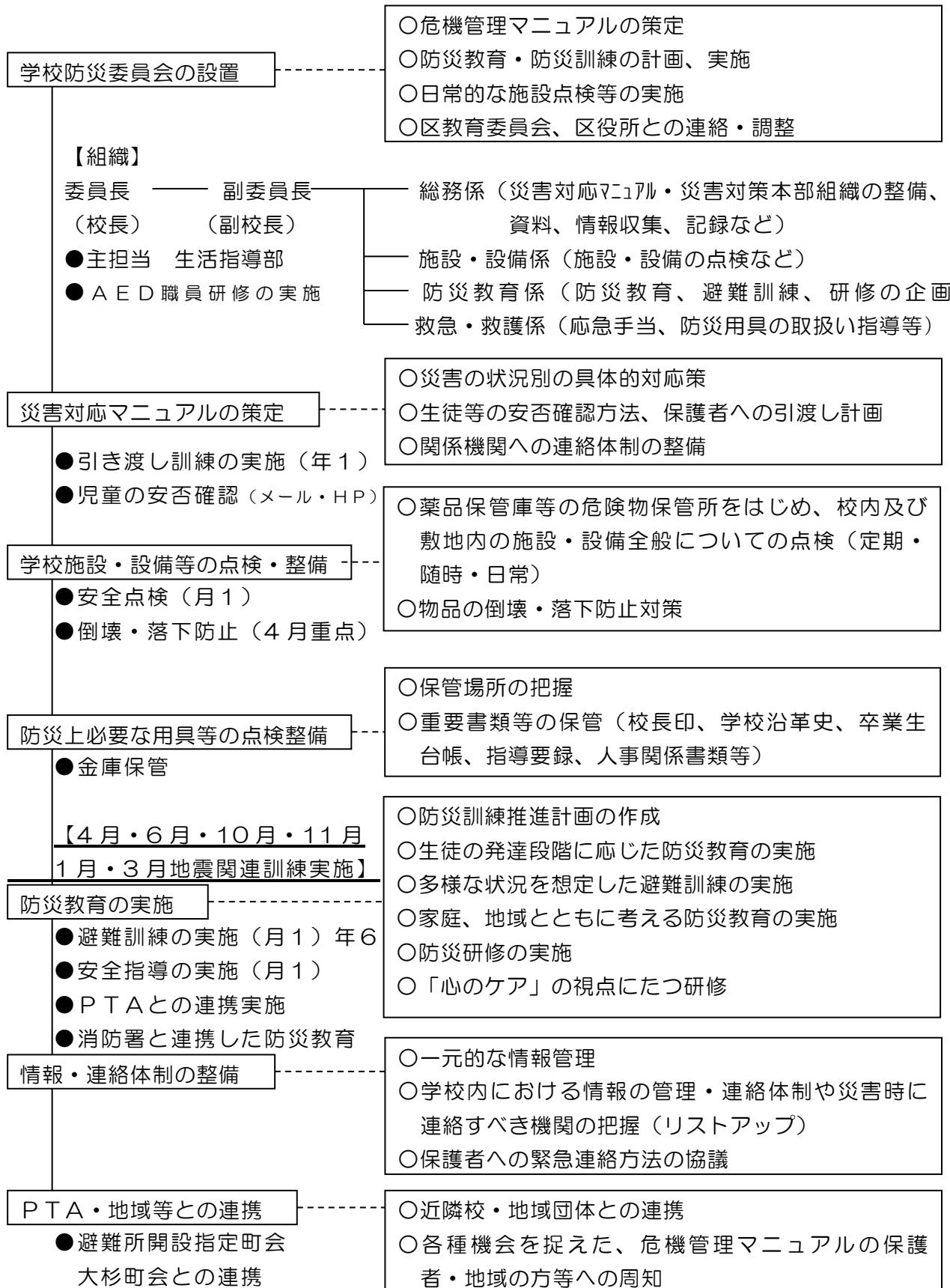
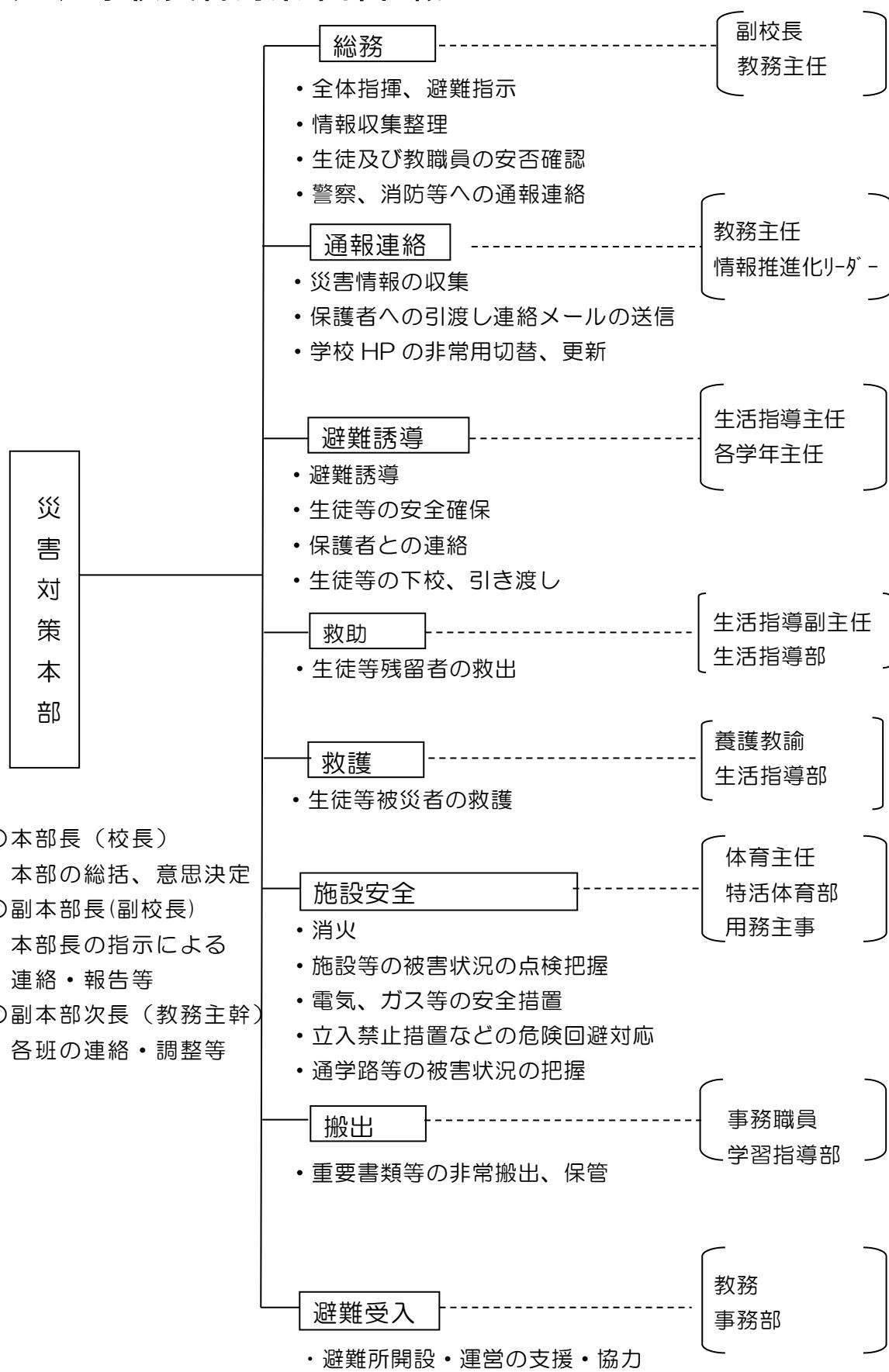


地震対応マニュアル 大杉東小学校

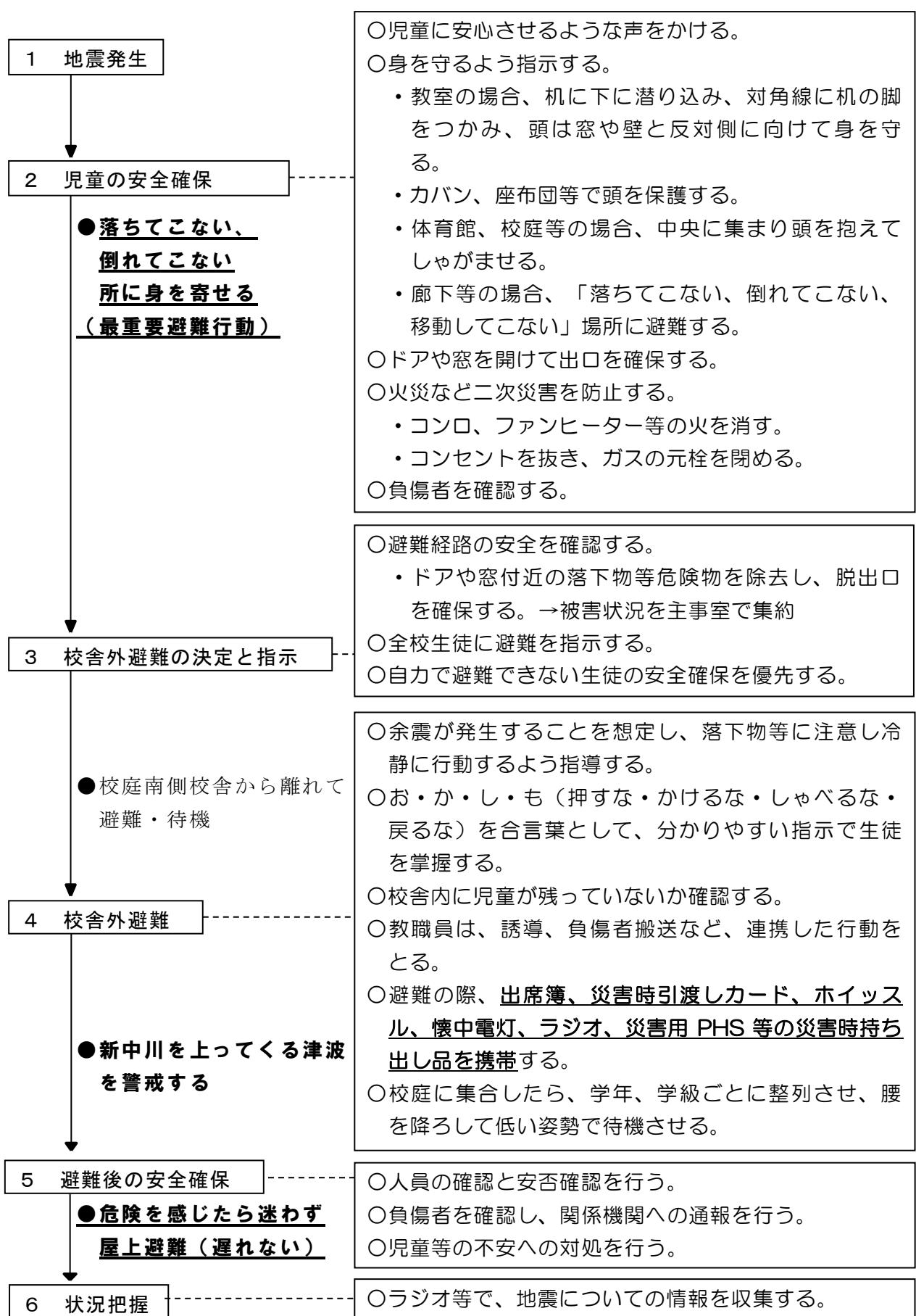
(1) 日常的な学校防災活動



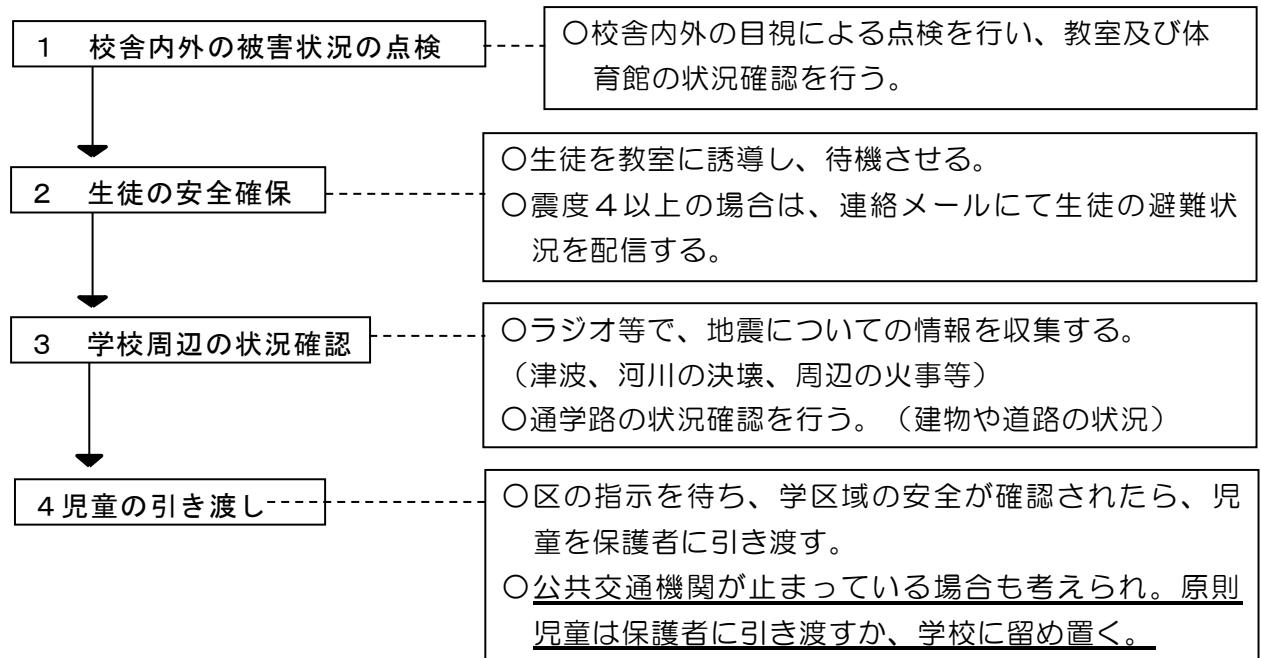
(2) 学校災害対策本部組織



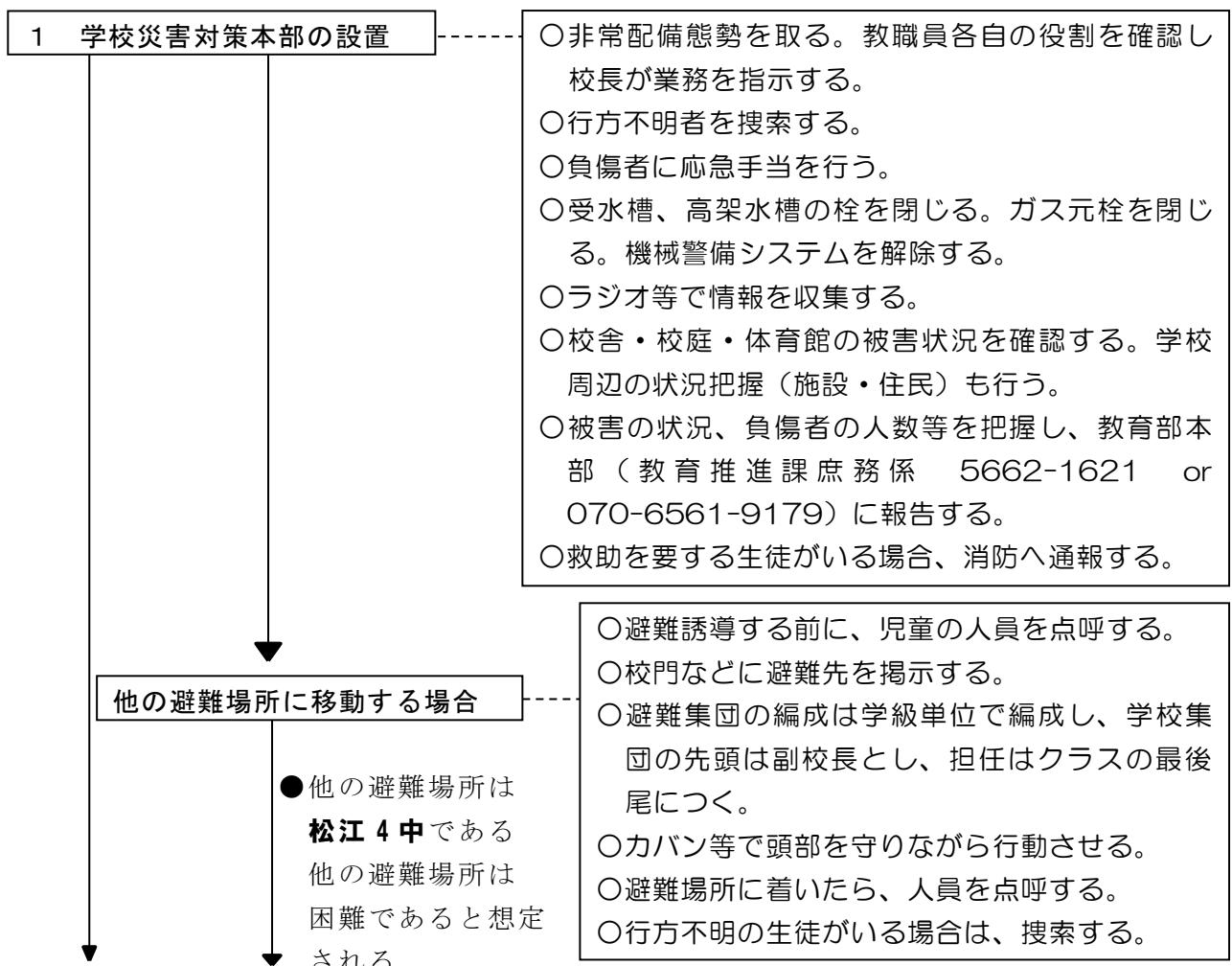
(3) 教職員在校時に発災した場合の対応（児童がいれば児童優先）

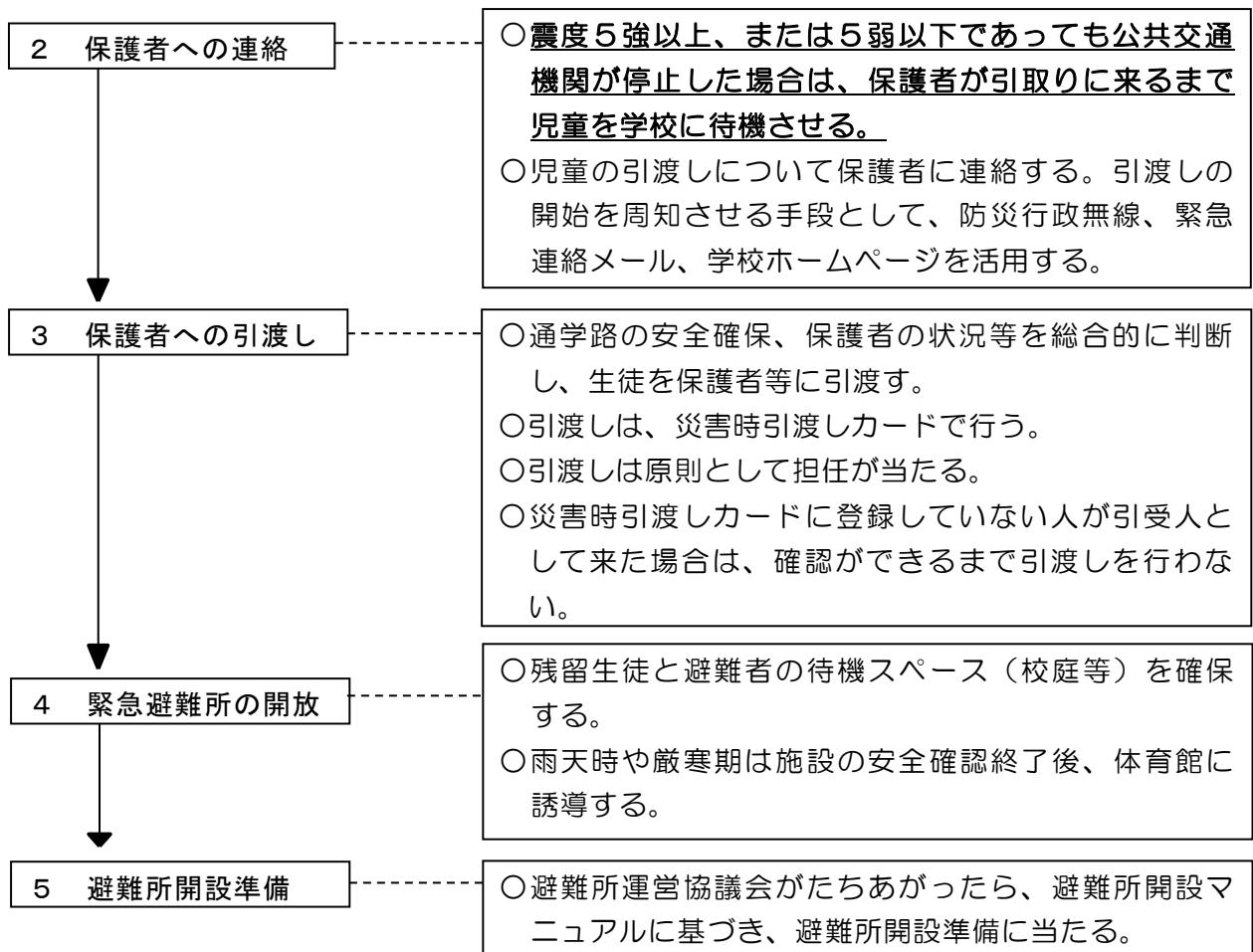


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合



イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合





(4) 校外活動中に発災した場合の対応

1 地震発生

【大切】地震発生を想定し挙行届けに、避難場所を明記する。

実地踏査で避難場所を確認する

- 正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握、避難経路・避難場所の確認、施設管理者等との打合せ）
- 最寄りの避難場所に避難する。
- 宿泊場所で発災した場合は、その管理者に従う。
- 電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。
- 生徒の安全確保ができ次第、学校に現状の報告を行うとともに、学校と連携して保護者に速やかに連絡する。
- 児童に不安を抱かせないようにする。

2 安全確保

●海沿い津波に注意

- 1, 2年生活科見学
- 3年・・社会科見学
【葛西臨海公園】
- 4年・・社会科見学
【中央防波堤】
- 5年・・社会科見学
【京浜・京葉・鹿島各工業地帯、工業地帯】

●なだれに注意

- 5年・・新潟山間部スキー場

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。
- 施設管理者等の指示に従う。
- 海岸での津波、山中での崖崩れ・落石に注意する。

3 近くの避難場所へ避難

●津波は高いとこへ 高層な建物の上に 上がる

- 人員を確認する。負傷者の応急手当を行う。
- 生徒等の不安に対する処置（状況説明、今後の対応等の説明）を行う。
- 地元の公的機関へ救援を要請する。

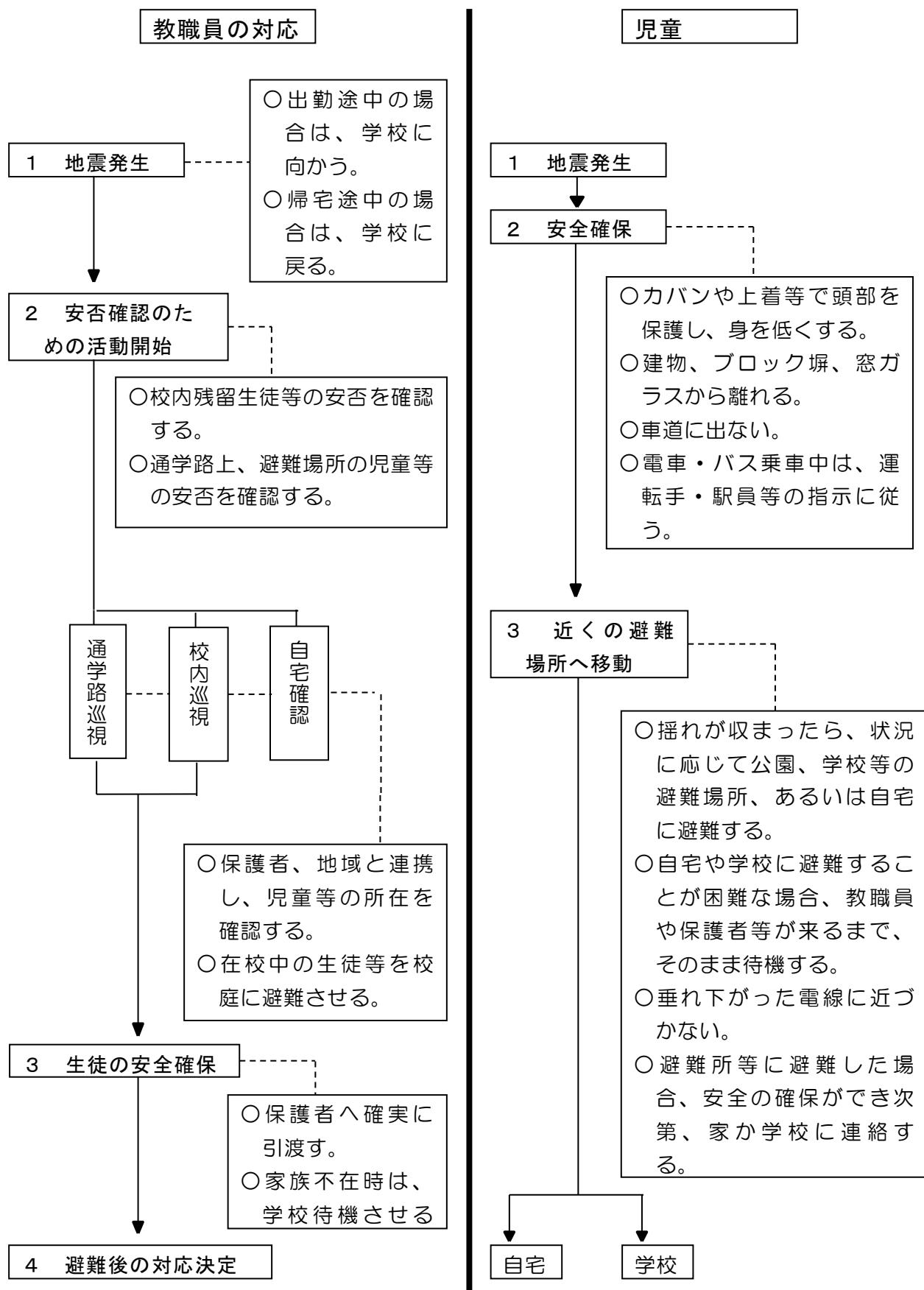
4 避難後の安全確保

- 学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応する。（連絡が不通の場合は、教育委員会や公的機関へ）
- 学校から教育委員会へ連絡する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 教育委員会からの指示を受ける。地元の公的機関へ救援を要請する。

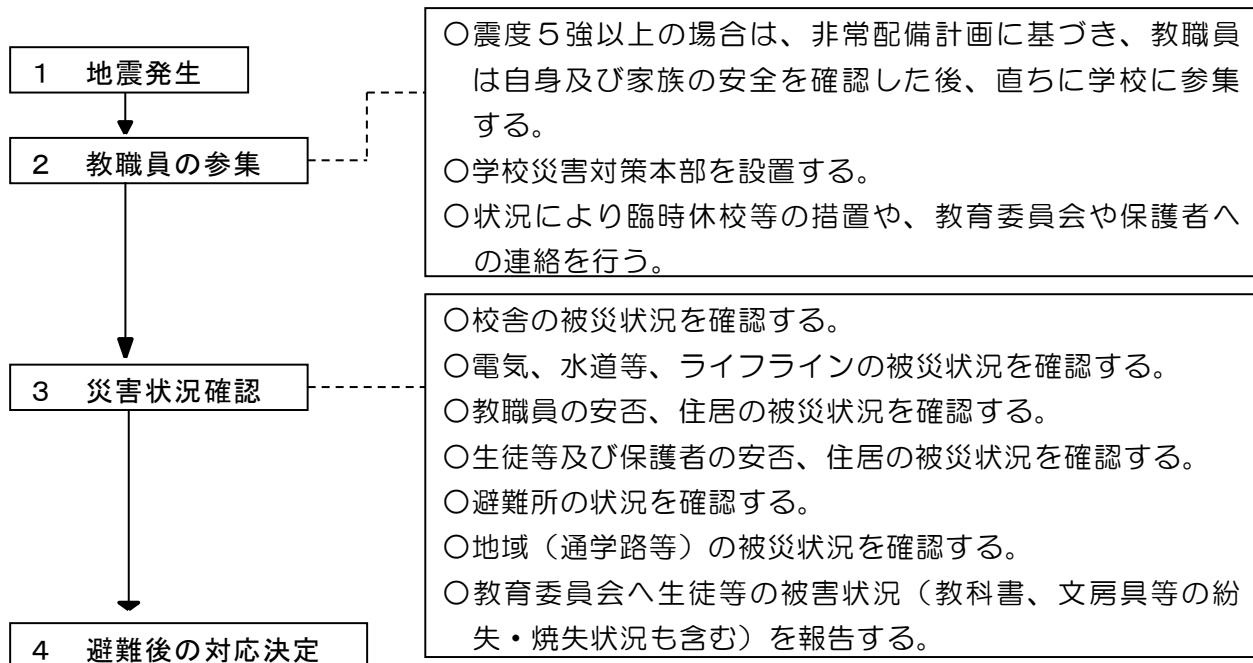
5 学校への連絡

6 避難後の対応決定

(5) 登下校時に発災した場合の対応



(6) 教職員在校時外の対応



(7) 学校教職員非常配備計画

時間の流れ →

地震	勤務時間内 発災		平常時の 態勢
	勤務時間外 発災	特別非常 配備態勢	

震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ①在校する生徒の安全確保
- ②外出している生徒の安全確保
- ③教職員の安全確保
- ④保護者への引渡し連絡

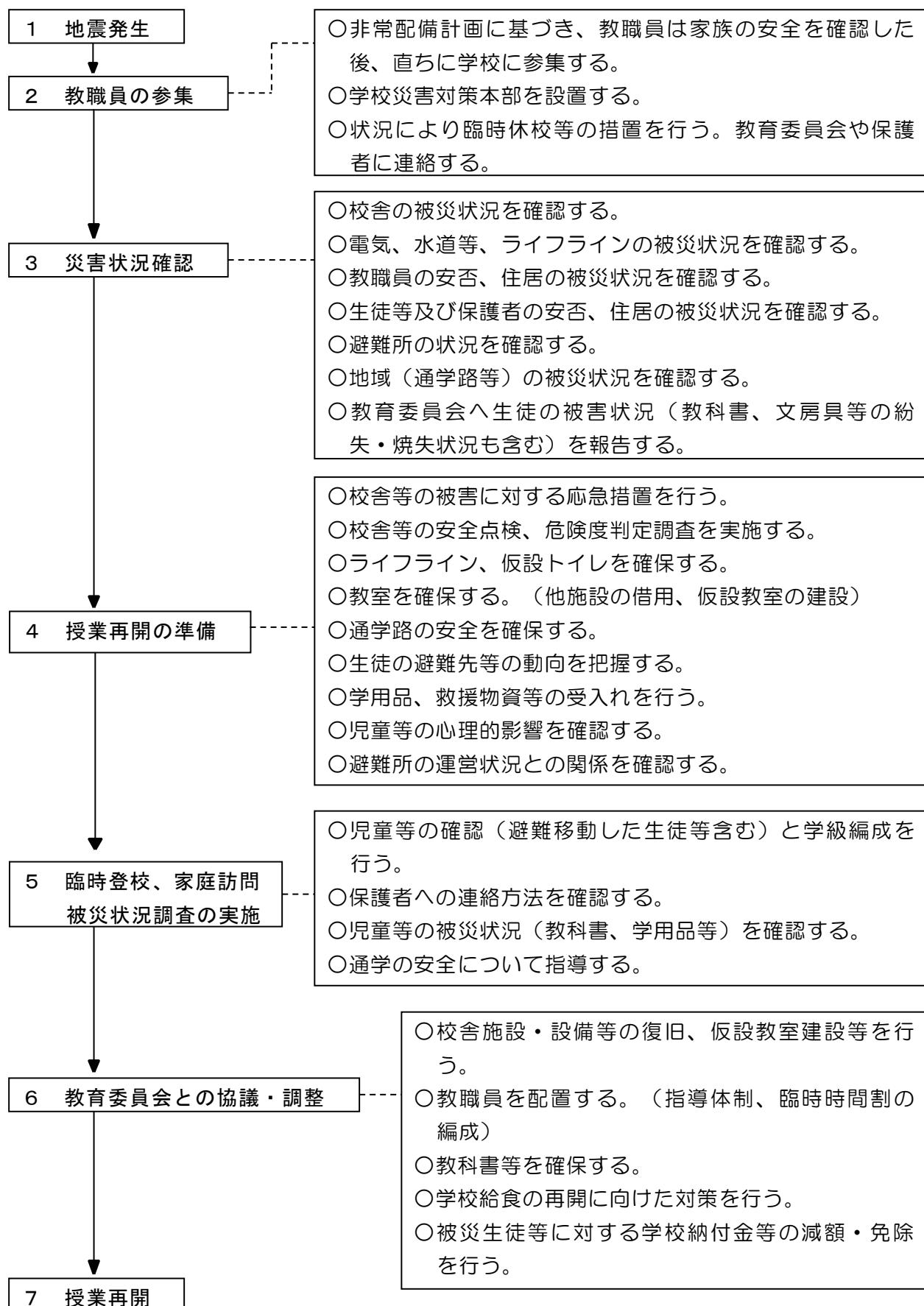
[2] 被害状況の確認

- ①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ②建物および施設周辺の状況確認
- ③ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(8) 授業再開に向けた対応マニュアル



(9) 警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童・生徒は校内で保護する。

(2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 曰帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
- ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(10) 主要連絡先一覧

①公的機関

区教委指導室	5662-1634
小松川警察署	【3674-0110】
江戸川消防署	【5656-0119】

②医療機関

京葉病院（脳内・形成）	【3654-8211】
松江病院（脳外科）	【3652-3121】
まつえ整形外科	【5663-7311】
墨東病院	【5633-6151】

③学区内避難所

一次避難所	松江第四中学校	【3652-7591】
	大杉東小学校	【3652-2194】
地域拠点	生活振興部区民化地域サービス係	【5662-6816】
食品等集積地	松江コミュニティー	【5662-5320】
緊急医療救護所	江戸川健康サポートセンター	【5661-1122】

◎ 留意事項

○ 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 生徒を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
(待たせない)

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごと出席番号順に並ばせる。
- (2) 担任（教科担任）が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任（教科担任）は、確認票に不在生徒の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」
* 「欠席」とは、その時点での不在生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）… 生徒は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通って移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごと出席番号順に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。